

佐久社保協キャラバン行動全市町村から回答 小海町で町長等と懇談、コロナ禍で他は中止

佐久社保協の2020年12月に11市町村に行った「社会保障改善要望」に対して、7月に改めて懇談の日程調整を依頼した。結果は小海町と川上村が8月20日と9月3日と決まった。佐久穂町からは未回答だった回答が寄せられた。佐久社保協は8月20日に小海町役場に赴き、町と懇談した。佐久社保協からは3団体6名が参加した。出迎えた町は黒澤町長はじめ町民課長ら5名が対応した。懇談の中でコロナ感染レベルが5となると聞き、川上村をはじめ他市町村の懇談は中止とした。

資格者証・短期証は公平性・折衝の機会が必要と 滞納者の所得階層別は100万以下が7割近く 滞納と収納は別個で健康守る正規保険証交付を提言

国保税・料納付有無に関わらず正規保険証交付との要望に、資格証明書が御代田・立科・佐久穂に交付している。短期保険証が佐久市・小諸で3桁の世帯に交付しており、南相木と北相木のみ出されていない。これに対し、公平観点と佐久市・小諸・軽井沢・御代田・佐久穂・小海・川上回答しており、立科は交付除外申出依頼に応じない等と回答。1ヶ月超短期が、小諸・立科・南牧が短期交付の全ての世帯に発行しているのははじめ、佐久市・軽井沢・御代田・佐久穂・小海・川上が発行している。これに対し、折衝の機会と小諸・軽井沢・御代田・佐久穂が回答、佐久市が交付は郵送、病気柔軟対応、立科は直接交付、小海はきめ細かな取組と回答。常時生保担当者との連携は、小諸が状況応じと、軽井沢が紹介と、立科が必要世帯、佐久穂が省内連携とて応と回答。また、滞納世帯所得段階別数開示は、小海が10段階で実施と回答。佐久市は100万円未満・200万円・200万円以上で、軽井沢は分納拒否・課税上位・課税一般・非課税で回答。小諸は集計困難と、御代田は特定される可能性があり開示難しいと、立科は予定なしと、川上は個人情報留意と回答している。

小海町の懇談では、医療が受けられないという形の資格証明書は出していない。短期保険証の目的は、納税者との相談の場と公平性担保になってくる。それぞれの生活の違いから個々の状況を聞きながら対

応。毎月幾らという形で持ってきてくれるが、たまたま納められないケースがあったら今月は良いという形で柔軟対応しているという。

増田事務局長が、滞納者の所得階層別では、100万以下が7割近くで、払いたくても払えないような国保税、それから生活費に食い込む国保税になっていないかと社保協では心配している。低所得者にする対応をどう考えているのか。払いきれない国保税を掛けていないか。払えない実態が生じてはいないかを検討してもらいたい。と指摘した。それに対し、町は納税者それぞれの家庭事情があり、例えば福祉の制度の関係だとか横のつながりを、一つの解決をきっかけで提案していると答えた。

新津代表委員が、横浜市や熊本市が資格証明書の発行を止め、全ての被保険者に正規の保険証を交付するよう方針転換を行って、大きな市でも住民の実態を踏まえている。調べて滞納と収納は別個、健康を守るための正規保険証交付をと提言した。

生活保護は全国平均で千人当たり16.4人が利用 佐久は大きく下回り無権利状態だ！協力を提言

生活保護の窓口対応改善について、厚労省4月日・5月26日付事務連絡速やかな保護決定と弾力的な運用は、事務連絡に基づき対応等と6市町村が回答。南牧は実施済みと、小海は感染リスク最小限配慮、佐久穂は速認定行う連携協力と回答。生活保護申請数・被保護世帯・受給者数を開示は、佐久市・小諸・軽井沢・御代田・小海は回答。立科・佐久穂は県対応と、川上は個人情報開示留意と、南相木は求めたら開示可能と、北相木は内容精査対応と回答している。

小海の懇談では、先ず増田事務局長が、次のように指摘した。市は自ら福祉事務所でやり、町村は小海町を含めてすべて県がやり、生活保護の協力機関の役割を果たしている。第1点が、小海町は生活保護で受給者は8世帯8人という。保護率の関係でパーミリの表現でどのくらい受けているのかで、生活保護を全国と比較する。全国平均が16.4パーミりは1,000人当たり16.4人が生活保護を受けているということだ。長野県を含め北信越は全国的に生

活保護率が低い都道府県で、長野県は 5.4 パーミリパーミリ、1,000 人当たり 5.4 人だ。佐久市が 4.4 パーミリ、小諸市が 6.5 パーミリで、全国平均と比べると小海は 10 倍近い人が、生活保護を受けていても不思議ではない。全国平均の数字を比べて極めて生活保護の利用者が少ないことが問題だと思っている。コロナ感染の時代に国も生活保護が権利だといい、ためらわずに申請して下さいというキャンペーンをやり始めている。生活保護が権利だということを裏返すと、受けられる状況の生活の方が受けていない、権利が守られていないとの恐れがあると考えられる。生活保護の認定は県の管轄ではあるが、町村は協力機関として申請を速やかにするとか、あるいは調査について協力いただくときに、山間地なので自動車の保有承認とか、いろんな形で申請をためらっている人がいると思うので、申請を積極的に協力してほしいというのが社保協の要望だ。

町担当者は、町村の役割は先ず第 1 窓口というこ

と。昨年からコロナで生活保護が増えていると聞いているが、相談を受けているのは 2 件であり、自動車保有があり、そういうことも含めて現在の個別の相談をよく聞いて、受けられないか、受けられるかは分からないけれども、現在の状況を地方事務所に挙るようにしている。担当係だけではなく、高齢者支援係とか包括支援センターとか横と連携しているという。

増田事務局長が、国保の滞納者の中で、生活保護状態で申請が必要だと考えられる人が含まれている可能性があると思う。その辺のチェックはしているのかと質問。**町**は税の係が検討しているが、本当にダメと言う方は福祉係と連携し、実際短期保険証を発送している中で、腰を痛めて働けないという方がいたので、その方は保険証を発行して、医療に掛かれるようにして、身体が一番だからと話しているのは、援助の一つの形でやっていると答えた。

補聴器助成の制度化で町民課長回答 障害認定までの者も対象を検討中

的埜小海町議が指摘

身体障がい者支援法を乗り越え助成実施を

補聴器購入に対する公的補助制度は、南牧が R3 より実施と回答。佐久市・小諸・軽井沢・立科が助成は考えず等と回答。佐久穂・小海・川上が検討と回答する中での懇談となった。

町民課長が、補聴器助成については、参加している的埜議員からも議会の一般質問で取上げているとし、資料提供の南牧の要綱を検討する。もし制度化する検討の中で高齢者のみならず、障がい認定まで行かない者も支援を、と詰めるのも大切との検討状況だと回答した。

的埜町議が、議会で 2 回一般質問の方で取り上げ、助成も身体障がい者支援法に基づく制度にはやはり無理があると共通認識を得た。研究を続け小海でも踏み込み是非実施してほしい。と指摘、**新津代表委員**が南牧の優れた条文を紹介し、国のオレンジプランも推奨しているから、前向きに。と要望した。

公的病院への支援継続に全市町村が前向き回答 特養の人材不足で定数 10 床未使用は

JA 福祉会の責任と具体的声が必要と町長表明

厚労省の病床統廃合問題点と公的・公的病院の役割で、国に対し引き続き「公立・公的病院の統合再編」の撤回要望は、佐久市が感染症対応新医療構想確立支援制度新設等県通じ要望と回答はじめ全てが前向き回答。佐久市・佐久穂・小海が支援継続と回答。また、直近の助成状況は佐久市・軽井沢・御代

田・立科・佐久穂・小海。がそれぞれ回答している。

小海の懇談では、**町民課長**が、地元として医療の充実という観点から、今の現況をいつまでも続けてほしいと願うとし、病院の経営は非常に大きな問題だ。実際に分院に一般会計から 2,500 万円、南佐久南部 3,000 万円の協力金を出しており、病院と協力し町の医療の確保を願うと感じていると回答した。

小林代表委員が、国は車で 20 分以内を統廃合の理由の一つにしているが、それぞれの病院の役割があってやっているかと反論している。それでも国は撤回を考えていない。国はこれまで感染病床を減らしている結果、コロナ禍でどこも病床が不足、保健所も削減されてきた。今コロナ禍、第 5 波の中で命を守る施策をやってほしいのが一番の願いだ。佐久病院でも感染病床をこの間増やし、コロナ対応で看護師たちは懸命に看護にあたっている。回答の中で介護職員増員に対しても、こうみの里も職員が少ない中で、分院も体制を取って応援している。介護職員の確保は急務であり、処遇の改善が必要だ。と指摘した。

新津代表委員が、こうみの里の 10 床未使用について介護職員増員を佐久広域で検討してほしい。との提起について、**黒澤町長**は、ももとの経過で JA 社会が落札した。先ず頑張ってくれないといけないのは福祉会だ。ただし、1 町 4 村では協力するので具体的なものを出してもらえば無視することはないというスタンスだと表明。**新津代表委員**が、こうみの里と町も相談してもらいたいと提案した。